

高 生 第 2 3 7 号
建 第 1 0 - 2 2 6 号
令和 3 年 9 月 29 日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介 護 保 険 室 長
鹿児島県土木部
建 築 課 住 宅 政 策 室 長

まん延防止等重点措置解除等に関する知事メッセージを踏まえた対応について
(通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

既に御案内のとおり、政府において、本県に対するまん延防止等重点措置の適用を、9月30日をもって解除することが、昨日、決定されました。

これを踏まえ、同日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、まん延防止等重点措置の適用解除とあわせて、本県独自の緊急事態宣言については「感染拡大警戒期間」に移行すること、感染拡大の警戒基準を10月1日から「ステージⅢ」とすることを決定したところです。

本県においては、8月8日に新規感染者数が100人を超え、8月17日から200人を超える日が続くなど、爆発的な感染拡大に直面しましたが、皆様の御協力により、第5波を乗り越え、感染者数は一桁まで減少しています。

病床使用率も1割程度まで下がり、重症、中等症の患者数も一桁まで減少するなど、本県の感染状況は大きく改善していますが、大都市圏ではまだ多くの新規感染者が確認され、秋から冬にかけて、第6波の恐れがあるとの専門家の指摘もあります。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今回の感染拡大警戒期間への移行等を踏まえ、これまで送付している通知（令和3年5月7日付け高生第75号・建第10-67号通知など）を改めて再確認していただき、ワクチン接種をしても、これを過信することなく、引き続き感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、今回の感染拡大では、家庭内での感染も多く見られたことから、引き続き、家庭内でもこまめな換気や手指消毒、必要に応じてマスクの着用など感染防止対策への取組をお願いします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症に対する強い警戒感を維持しつつ、リバウンドを招かぬよう感染防止対策の徹底に、御理解・御協力をお願いします。

併せて、感染者やその家族、治療にあたっている医療機関とその関係者、ワクチン

の接種ができない方や、接種しないことを選択した方等に対する不当な差別や偏見、いじめ等がないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

○県ホームページアドレス（参考）

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/index.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 鶴菌）

電話：099-286-2703

介護保険室事業者指導係（担当 畠中）

電話：099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室

住宅企画係（担当 倉内）

電話：099-286-3740

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室 長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室 長

本県の新型コロナウイルス感染拡大の警戒基準の引き上げについて（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

本県の感染状況については、5月1日には過去最多の60人の感染が判明し、その後も連日40人を超える感染者が確認され、感染が急拡大しています。

今後の感染拡大の状況によっては、本県の医療提供体制のさらなる逼迫が強く懸念されます。

このため、県では本日、感染拡大の警戒基準をステージⅡ（感染者漸増）からステージⅢ（急増）に引き上げるとともに、本日から5月23日まで「感染拡大警報」を発令したところです。

各関係施設等におかれては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、今回のステージⅢへの引き上げを踏まえ、これまで送付している通知等を再確認していただき、特に下記の点に留意した上で、感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

なお、通所介護、老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては、各事業所への周知についても併せてお願いします。

記

- 1 面会については、引き続き、緊急やむを得ない場合を除き、面会を制限する（オンライン面会等の感染のおそれのない面会を除く。）等の対応
- 2 職員や利用者で発熱等の症状がある方の速やかな医療機関の受診・検査
- 3 外部からウイルスが侵入することがないように、職員や在宅の利用者等については、健康管理及び体調不良時の出勤やサービス利用を控える等の対策の徹底
- 4 「3ない運動」、「3つの黙」（別添1）及び「コロナ対策 チェックリスト」（別添2）による自主点検等の感染防止対策の徹底

※ なお、変異株に関する感染防止対策について、専門家に確認したところ、感染の拡がりやすさはあるが、感染経路は変わらないことから、基本的には従来の対策を徹底することが肝要との御意見をいただいているところです。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課施設整備係（担当 池田）
電話：099-286-2703
介護保険室事業者指導係（担当 畠中）
電話：099-286-2687
鹿児島県土木部建築課住宅政策室
住宅企画係（担当 倉内）
電話：099-286-3740

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止！

(3ない運動)

別添 1

持ち込まない

利用者

監修：川村 英樹
鹿児島大学病院感染制御部副部長

- 通所サービスは、体調が悪い時は利用を控えよう
- 家族の体調や、県外との往来にも気をつけよう

持ち込ませない

施設

- 体調の悪い職員は必ず休ませよう
- 体調の悪い入所者・職員は、早めに医師に相談を
- 面会はリモートで
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けよう

【感染リスクが高まる5つの場面】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

拡げない

施設

- 食事の時は、距離を保って、黙って食べよう
- 職員は休憩、更衣時でもマスク着用、喫煙スペースでも会話を控えよう
- 脱衣所では、距離を保って話さない、入浴介助も会話を控えよう
- 職員はマスク着用を徹底しよう（利用者さんにも協力を）

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止！

POINT！

三つの「黙」

- 1 食事の時は距離を保って黙って食べる
(会話は食事後、マスクを着けて)

黙食

- 2 職員は休憩、更衣時でもマスク着用、喫煙所では話さない(徹底してください)

黙煙

- 3 脱衣所では距離を保って黙って入浴
(職員は目の保護とマスクの着用)

黙浴

監修：川村 英樹
鹿児島大学病院感染制御部副部長

自分たちを守るための対策をしましょう

コロナ対策 チェックリスト



監修：川村 英樹

鹿児島大学病院感染制御部 副部長

ICT チーフ 特例准教授

①いつでも実施：コロナ対策としてよりも、いつでも実施する対策

②コロナ対策：新型コロナウイルス感染症に特化した対策

③対策グレードアップ：①②ができていればより強化するための対策

	● 手指衛生	● 環境整備	● 個人防護具	● マスク	● 換気	● 食事	● 入浴介助
いつでも実施	□手指衛生 1 処置・1 患者 ごとに手洗い	□環境整備 1 日 2 回は 清拭（清掃）	□個人防護具 （PPE） 汚染される リスクがある 場合は着用	□マスク 医療従事者は サージカル マスクを着用	□換気 時間で換気 対角線上で 窓を開ける	□食事 対面でしない 眼を保護する	□入浴介助 マスク着用 眼を保護する
コロナ対策	□首より上× ※手指衛生を していない手で首 から上を触らない （眼・鼻・口など）	□0.05%以上の 次亜塩素酸 ナトリウム溶液 □アルコール （60%以上のエ タノール）	□マスク □手袋 □エプロン □ガウン □フェイスシ ールド □ゴーグル □キャップ	□サージカルマ スクを着用 □共有スペース では患者も着用	□換気扇作動 （常時）	□フェイスシ ールドか眼鏡を 着用 □職員も対面 での食事を禁止 ※食事中に会話し ない。会話するなら マスクをつけて！	□フェイスシ ールドか眼鏡を 着用 ※とにかく眼の 保護
対策グレードアップ	□開封日記載 □使用期限記載 □継ぎ足し× ※空にして洗浄乾 燥後に補充 □携帯用 □使用量調査	□使用期限 ※次亜塩素酸ナト リウム溶液は 24 時間 □噴霧はしない □手順を作る □記録を残す	□備蓄を準備 □補助金活用 □布エプロン廃 止 ※購入できない場 合はビニール袋を つける or 作る	□ユニバーサル マスク着用 ※常に全員がマス ク着用 □症状ある場合 は必ずサージカル マスク □N95 マスクは ユーザーシール チェックを	□常時 5 cm窓を 開放 □1 時間に 5- 10 分窓を開ける □陰圧室 □クリーンパー ティション □HEPA フィル ター付空気清浄 機 □CO ₂ 測定	□パーティショ ン設置 □ソーシャル・デ イスタンス □時間分離	



土屋 香代子

（感染管理認定看護師）



吉森 みゆき

（感染管理認定看護師）



齋藤 潤栄

（感染管理認定看護師）

似顔絵

イラストレーター

山元 怜

<重要なポイント>

□咳やくしゃみでウイルスを飛ばさない（咳エチケット）

□汚染してもウイルスの量を減らす（環境整備）

□直接ウイルスを浴びない（個人防護具・特に眼）

□自分の手から口腔・鼻粘膜・眼に入れない（手指衛生）

※相談窓口：鹿児島看護協会 TEL099-256-8081 FAX099-256-8079

鹿児島県医師会 COVID-19 感染症相談窓口 TEL099-254-8121 Email covid19-consult@kagoshima.med.or.jp新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール（中小規模病院用）：https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_hospitals.pdf新型コロナウイルス感染症 感染予防・管理のための活用ツール（高齢者福祉施設用）：https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/pdf/tool_elderly.pdf

鹿児島看護協会 2021/1/19 作成

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

高齢者施設における
感染対策の更なる推進について
計 4 枚（本紙を除く）

Vol.929

令和3年3月9日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)
FAX : 03-3595-3670、03-3595-7894、03-3595-4010

事務連絡
令和3年3月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における感染対策の更なる推進について

新型コロナウイルス感染症の感染状況について、全国の新規感染者数は、報告日ベースでは、1月中旬以降減少が継続していますが、2月中旬以降減少スピードが鈍化し、下げ止まる可能性やリバウンドに留意が必要とされています。（令和3年3月3日第26回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料1参照）

そのような中、高齢者施設でのクラスター発生は継続しており、引き続き、高齢者施設における感染拡大防止対策の推進が重要となっています。

高齢者施設における感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションの実施も有効です。

このため、別途お示しする事例集を含め、自主点検やシミュレーションに活用可能なツール等をまとめましたので、管内施設への実施促進の働きかけをお願いします。

また、各自治体においても高齢者施設の感染拡大防止に係る取組が実施されており、同取組をとりまとめたホームページを作成しましたので、高齢者施設の支援にあたっての参考にしてください。

さらに、感染拡大防止対策については、自主点検未実施の施設も含め、全ての施設、一人一人の職員が意識することが重要であるところ、施設を訪問して研修・助言等を実施している自治体の取組事例を示しますので、これらも参考に、引き続き感染拡大防止に向けた支援をお願いします。

なおその際、感染防止対策を実施した場合であっても、感染リスクをゼロにはできないことから、仮に施設職員が感染した場合であっても、当該職員が偏見や批判を受けることのないよう、施設を挙げて当該職員を守っていく姿勢が重要であることにも留意いただけますようお願いします。

都道府県においては、下記について管内市区町村に対し周知をお願いします。

記

1. 自主点検、シミュレーションに活用可能なツール等

○ 事例集

これまで新型コロナウイルス感染症感染者が発生した介護施設・事業所等における対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等をまとめています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750414.pdf>

○ 介護現場における感染対策の手引き

介護現場に必要な感染症の知識や対応方法などを記載しています。介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用いただくことを想定しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

○ 介護職員のための感染対策マニュアル

手引きの内容を概略したものです（それぞれ全 20 ページ）。

（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

（訪問系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

○ 自主点検実施要領

感染対策やシミュレーションの具体的なポイントを記載しています。（※今回提出を求めるものではありません。）

（令和 2 年 7 月 31 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡（別添））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

○ 机上訓練シナリオ

シミュレーションに関しては、実際に行ってみることで気づくことも多く、様々な場面を想定して議論や訓練を行うことが重要ですが、その際の参考資料としての机上訓練シナリオです。

(令和2年9月30日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡(別添))
<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

○ 感染対策に関する研修 (e-ラーニング)

介護サービスに従事している職員向けに、感染症の基礎から感染発生時の対応まで幅広く学べる研修サイト (e-ラーニング) を開設し、教材を配信しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

○ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

(作成支援に関する研修動画)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

○ 上記のツール等含め、介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等を下記ページにまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

2. 自治体における感染対策に係る取組

○ 下記ページに、各自治体における取組をとりまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00008.html

3. 訪問による実地研修、助言等

○ 感染拡大防止対策については、自主点検未実施の施設も含め、全ての施設、一人一人の職員が意識することが重要であることから、下記取組事例も参考に、個別施設への訪問による研修、助言等の検討に努めること。

【群馬県】

郡市医師会及び県医師会と連携し、感染症対策に係る高齢者施設等からの相談や医療機関と高齢者施設等との連絡調整等を実施するコーディネータを配置。施設に医師等を派遣し、実地で感染症対策について助言。

【埼玉県】

管轄の高齢者入所者施設に対する緊急一斉巡回を実施。職員の健康管理や入所者のケアなど、感染拡大防止対策が行われているか、確認と助言を実施。

【富山県、石川県、岐阜県、静岡県静岡市、和歌山県、福岡県】

感染管理認定看護師等の感染管理の専門家が施設を訪問し、感染対策について実地で研修、助言。

【大阪府】

- ・府内の全介護施設・事業所に対し、本府作成の研修動画の視聴の勧奨と、動画の視聴状況や感染症対策等に関するアンケート調査を実施。
- ・アンケート未回答施設・事業所のうち、府所管の約 250 施設（特養、老健、有料老人ホーム、サ高住）を対象に、府職員による巡回訪問を実施し、感染症対策の実施状況について確認。

【大阪府大阪市】

施設数が多いため、自主点検において「防護具の着脱確認」「一定数の備蓄」を行っていない施設、自主点検未提出の施設など、優先順位をつけて訪問指導を実施。

【徳島県】

県所管の全入所施設及び通所事業所からチェックリストの取組状況を収集し、抽出した施設・事業所に対し、保健所職員同行のもと訪問を行い、管理者等に対し助言を実施。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業所による
サービス継続について（その3）

計 11 枚（本紙を除く）

Vol.971

令和3年4月23日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979、3996)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年4月23日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所によるサービス継続について（その3）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

4月23日に緊急事態宣言が発出されたところですが（緊急事態措置区域は東京都、京都府、大阪府及び兵庫県）、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業の継続を要請するものとされており、引き続き、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

そこで、介護サービスの継続等について、以下の点に十分留意した対応が取られるよう、管内事業所へ周知をお願いいたします。

記

1 感染防止策の徹底

サービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止の為の留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。その際は、以下の感染症対策ツールなども活用しながら

ら、取組を行うこと。

① 新型コロナウイルス感染症対策のポイントをまとめたマニュアル、動画、事例集等

「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」（令和3年3月9日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等に基づき、これまで示してきた平時から感染時までのケア等の具体的な留意点、自主点検実施要領、机上訓練シナリオ、感染対策のポイントをまとめた動画や手引き、事例集を公表している。また、各自治体においても感染拡大防止に係る取組が実施されており、同取組をとりまとめたホームページを作成している。これらを活用すること等により、感染防止対策の再徹底、シミュレーションを行い、感染予防及び感染拡大防止に引き続き取り組むことが求められる。

② 介護サービスにおける感染症対応力向上のための研修

介護サービスに従事する職員が標準的な予防策や感染発生時の備え等を理解し実践できるよう、

- ・感染症の知識や技術に関する全職員向け
- ・体制づくりや職員への配慮などに関する管理者向け

に分けて、eラーニングサイトを構築している。併せて、感染症の専門家による実地研修も組み合わせて実施されており、これらの研修も活用し、一層の感染症対応力の向上に取り組むことが求められる。

③ 感染症発生時業務継続計画の策定に向けたひな型等

令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業所に対して、一定の経過措置期間を設け、感染症発生時の業務継続計画の策定等が義務付けられている。業務継続計画の策定の参考として、業務継続ガイドライン、ひな形等を作成しており、これらを活用しながら、感染者が発生した場合のサービスの継続に向けた取組が求められる。

上記①～③の介護サービス事業所等向けの感染症対策等をまとめたものを厚生労働省ホームページに掲載しているので、参考にされたい。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））において、特定都道府県等は、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）等を行うこととされたところである。面会に関しては、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを

得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること、地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は感染防止対策を行った上で実施すべきであること等を示しているところであり、引き続き、適切に対応を行うとともに、オンライン面会も考慮しつつ、面会の実施にあたっては感染防止対策を徹底すること。

(参考) 特定都道府県：緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県

2 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、事務連絡でお示ししてきた人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討すること。(※1)

その際、サービス別の特例について一覧化したものをホームページに掲載しているので、参考にされたい。

また、通所介護等においては、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に、相応の介護報酬の算定が可能である。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合においても、同様の取扱いが可能である。

さらに、一定の条件で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、相応の介護報酬の算定が可能である。

(※2)

※1 一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、感染防止のためにサービスが短時間の実施となった場合も従来通りの報酬算定を可能とすること等柔軟な取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)等においてお示ししている。

※2 通所介護事業所が、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画(標準様式第2表、第3表、第5表等)に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書(電磁的方法を含む。以下、同じ。)による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることによりよい。

3 休業する場合の留意点

都道府県等から、公衆衛生対策の観点に基づく休業要請を受けた場合または、感染拡大防止の観点から、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、以下の点に留意すること。

なお、現に休業等している事業所においては、前記の「1 感染防止策の徹底」や「2 柔軟なサービス提供について」を踏まえ、サービスの再開等についても検討されたい。

① 利用者への丁寧な説明

居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

② 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

4 事業所の事業継続

休業や事業縮小等を行う場合、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の事業等の活用が可能であること。

i 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（地域医療介護総合確保基金）の活用について

感染者等が発生した事業所が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常介護サービスの提供時には想定されないかかり増し経費として、緊急時の介護人材の確保や事業所の消毒・清掃費用等に係る費用等について支援する補助制度を活用することができる。

また、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、事業所で感染者が発生した場合などに、地域の他の事業所と連携して当該事業所に対する支援を実施するために必要な経費についても支援を行っている。自事業所、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合、自治体や関係団体

へ連絡し、応援職員を依頼することが考えられる。

ii 通所介護等において感染症の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価

令和3年度より、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合に、基本報酬への3%加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例による評価を行っている。詳細については、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日付け老認発0316 第4号・老老発0316 第3号 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長ほか連名通知)を参照されたい。

iii 通所介護事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供

通所介護事業所等が居宅への訪問によるサービスを開始するに当たって、訪問に関するノウハウの習得を必要とする場合には、訪問介護事業所等が、その職員による同行訪問等により通所介護事業所等に対し支援を行うことも考えられる。

その際、上述の同行指導への謝金について上述iの事業の活用による補助が可能となっているほか、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金(介護人材確保分)の「23. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業」の活用が可能である。

また、市町村においては、在宅医療・介護連携推進事業の「医療・介護関係者の研修」に該当するものとして、地域支援事業が特例的に活用可能である。

iv 感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

介護サービス事業所等における感染症対策として必要となる衛生用品等については、感染が発生した介護施設等に対して、マスク、ガウン、フェイスシールド等の防護具等を速やかに供給できるよう、国で購入し、都道府県等で備蓄を行っている。

v 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における 融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

vi 雇用調整助成金の活用

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために休業や教育訓練等を実施し、労働者に休業手当等を支払った場合に支援を行う雇用調整助成金について、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を踏まえ、特例措置を講じている。

なお、在宅の要介護高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、やむを得ず、自宅療養を行う場合の留意事項等については、「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）においてお示ししているところである。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」（令和3年2月8日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）においてお示ししており、事業所が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことに留意されたい。

（参考）

【1 感染防止策の徹底】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

- ・「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」（令和３年３月９日 付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750918.pdf>

- ・「感染対策に関する研修（eラーニング）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

- ・「感染対策のための実地での研修に係る令和３年度における第１次募集について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770802.pdf>

- ・「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【２ 柔軟なサービス提供について】

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

【４-i 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（地域医療介護総合確保基金）の活用について】

- ・新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業＜地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）＞（別添１）

【４-ii 通所介護等において感染症の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価】

- ・「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月１６日付け老認発 0316 第４号・老老発 0316 第３号 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長ほか連名

通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000755019.pdf>

【4-iii 通所事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供】

- ・「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」

(令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640555.pdf>

【4-v 福祉医療機構における融資制度の活用】

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～」
(別添2)

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～」
(別添3)

【4-vi 雇用調整助成金の活用】

- ・「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

＜地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)＞ 令和3年度予算案:137億円の内数

※令和3年度までの実施

1 緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、

- ・新型コロナウイルス感染症の感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること
- ・高齢者の密集を避けるため通所サービスが通常の形で実施できない場合でも代替サービスの提供が求められること

から、新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

【助成対象事業所】

- ① 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等

※休業要請を受けた事業所を含む

- ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

- ③ 感染者が発生した施設等の利用者の受け入れ及び応援職員の派遣を行う事業所【連携支援】

【対象経費】

通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成

- ① 緊急時の介護人材確保に係る費用

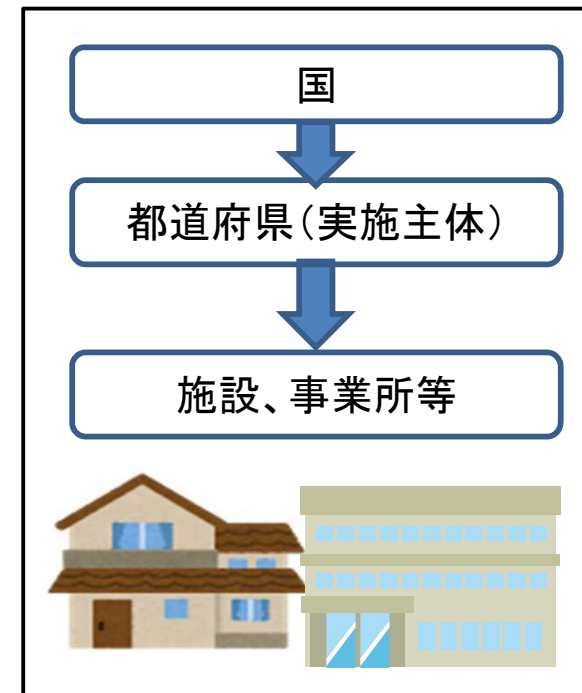
・職員の感染等による人員不足、通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保等の費用

- ② 職場環境の復旧・環境整備に係る費用

・介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用、通所系サービスの代替サービス提供に伴う初動費用等

- ③ 連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

・感染が発生した施設等への介護人材の応援派遣等に伴う費用



2 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業

都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を補助する。

【対象経費】

都道府県や介護サービス事業所との連絡調整等に要する費用

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件			
貸付対象 ※ご不明な場合には 末尾連絡先にご相談ください		前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）
償還期間 （据置期間）		15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。	
貸付 利率	当初 5年間	6,000万円 まで 無利子 6,000万円超の部分は 0.2%	1億円 まで 無利子 1億円超の部分は 0.2%
	6年目以降	0.2%	0.2%
貸付金の限度額		なし	なし
無担保貸付		6,000万円	1億円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【既往貸付の取扱い】

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

【新規貸付の概要】

※貸付利率は融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

融資条件（全施設共通）					
貸付対象		前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。			
償還期間(据置期間)		15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。			
病院・診療所					
貸付利率		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2
	当初5年間の 無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と 「前年同月又は前々年同 月からの減収額の2倍」 のいずれか高い金額	①・②の金額と 「前年同月又は前々年同 月からの減収額」のいづ れか高い金額
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病 院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円			
無担保貸付		[病 院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額			

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置

※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
貸付利率	当初5年間の 無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）	
貸付金の限度額		次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		1億円	4,000万円
無担保貸付		1億円	4,000万円

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い 当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間（最長3年6か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合は：03-3438-0403

令和3年2月26日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する
介護サービス事業所のサービス継続について

このことについて、別添事務連絡のとおり厚生労働省から周知依頼がありました。
つきましては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、引き続き適切な対応をお願いします。

なお、同事務連絡において、「介護サービス事業所（通所系、短期入所系、訪問系、多機能系）が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しない」とする点について、厚生労働省に確認したところ、事業者が一方的にサービスの提供を拒むことがないようにする趣旨であり、①事業者と利用者が相談して、利用者の合意を得た上でサービスの提供を控えること、②利用者の合意を得て通所系サービスを訪問系サービスに切り替えてサービスを提供することなどを妨げるものではないとの見解を得ましたので申し添えます。

＊ 貴事業所の開設法人等で運営されている各介護サービス事業所につきましても、併せて周知をお願いします。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係(担当 中間)
電話：099-286-2687

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る
在宅の要介護（支援）者に対する介護
サービス事業所のサービス継続について
計2枚（本紙を除く）

Vol.920

令和3年2月8日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3983)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年2月8日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る
在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要です。

1月7日に緊急事態宣言が発出され、その後対象地域が拡大されたところですが、昨今、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事案が発生しています。

介護サービス事業所（※）が、上記の事案にあるように、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことから、都道府県等におかれては、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所、市町村に対しての周知を行うようお願いします。

なお、感染者、濃厚接触者の利用者への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）及び「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）においてお示ししているため、引き続き適切な実施をお願いします。

(※) 介護サービス事業所

(通所系) 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

(短期入所系) 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所（短期利用特定施設入居者生活介護に限る）、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護に限る）

(訪問系) 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所及び居宅療養管理指導事業所

居宅介護支援事業所

福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

(多機能系) 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

(参考) 現行制度上、各サービスの基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。